

神戸市長 様
神戸市保健福祉局局长 様

「障がいがあっても、みんなと一緒に暮らしたい！」

ヘルパーの利用時間数の保障を求めます

どんなに重度の障がいがあっても、自分の暮らしたい地域で、障がいのない人と同じように当たり前のように生きていくことができる。

このことは、様々な法律でも明記されている、障がいのある人の基本的な権利です。

ヘルパーの利用などについて定めた「障害者総合支援法」でも同じです。その法律では、障がいのある人それぞれの「個人の尊厳」を深く重んじた上で、それぞれの「尊厳にふさわしい生活」が保障されています。そして、大切なこととして「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指すとされています。

つまり、行政は、障がいのある人が、どんなに重度の障がいがあっても、障がいのない人と同じような当たり前の生活を送ることができるような、ヘルパーの利用時間数の保障をしなければなりません。

しかし、神戸市は、日常生活の多くに介助が必要な障がい者に対して、ヘルパーのいない空白の時間があるヘルパー利用プランを押し付けます。そのようなヘルパー利用プランを押し付けられると、必要な時に必要な介助を受けることが出来ません。喉が渇いても水を飲むことができません。我慢するしかありません。トイレに行きたくなくてもトイレに行けません。失敗してしまうかもしれません。もしも、痰が喉に詰まるようなことがあれば、生死の危険すらあります。

このような神戸市の姿勢は、障がい者の「個人の尊厳」を大切に、「共生社会の実現」を目指している我が国の障害者福祉の在り方とは、全く異なっています。

神戸市は、「障がい者が地域で当たり前の生活を送るということ」と、きちんと向き合う必要があります。障がい当事者の立場に立って、きちんと考える必要があります。

その上で、障がい当事者や家族、支援者らの声に耳を傾け、それぞれにとっての「個人の尊厳にふさわしい生活とは何か」を一緒に考えていき、その生活が送れるようにと、ヘルパーの利用プランを決めていく。それこそが「共に生きる社会」への第一歩となり、神戸市を、例えどんなに重度の障がいがあっても安心・安全に暮らすことのできる、誰にでも優しい素晴らしい街にしていくと考えます。

以上の趣旨から、次のことを求めます。

【要求項目】

1. 障がい者がそれぞれにとっての「個人の尊厳にふさわしい生活」を送ることができるように、ヘルパーの利用時間数の保障を行うようにしてください。
2. 日常生活の多くに介助が必要な障がい者には、その求めに応じてすぐに対応できるような、ヘルパーの利用プランを作成するようにしてください。
3. 障がい者の声を直接聞く場を作成してください。

名前	住所 (同上は不可)

※個人情報については署名活動以外には利用しません。

呼びかけ団体

障がい者の声を届ける会

(連絡先) 〒653-0842 神戸市長田区水笠通 4 丁目 1 - 12 NPO 法人ウィズアス 気付
(Tel 078-642-0799 Fax 078-642-0788)